

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画)

田布施町地球温暖化対策実行計画

(令和4年4月改訂版)

令和元年度 ～ 令和5年度

令和元年9月
山口県田布施町

目次

第1章 基本的事項

- 1 計画策定の目的……………1
- 2 計画期間と基準年度……………1
- 3 計画の対象……………1

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

- 1 基準年度の二酸化炭素排出量……………2
- 2 要因別の排出状況……………2
- 3 削減目標……………3

第3章 目標達成のための具体的な取り組み

- 1 省エネルギーの推進……………4
- 2 省資源の推進……………5
- 3 建築物の設計、維持管理等にあたっての配慮……………6
- 4 地球温暖化対策のための国民運動
「COOL CHOICE（クールチョイス）」への参加……………6

第4章 計画の推進と点検及び評価等

- 1 推進体制……………8
- 2 推進と点検方法……………8
- 3 評価……………8
- 4 公表……………8
- ・推進フロー……………9
- ・推進組織……………9

【資料】

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

第1章 基本的事項

1 計画策定の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものです。

本町の事務及び事業の実施にあたっては、本計画に基づいて温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取り組みを行い、地球環境への負担軽減を全庁的に推進することによって、持続可能な社会の構築を目指します。（時勢を反映する必要有り）

2 計画期間と基準年度

計画期間は、令和元年度から令和5年度までの5年間とします。ただし、計画に掲げる削減目標の基準年度は、平成30年度とします。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行います。

※ 基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度をいいます。

3 計画の対象

（1）対象範囲

本町が実施するすべての事務・事業を対象とします。

（2）対象機関

町長部局、町議会事務局、教育委員会部局及び各種委員会事務局を対象機関とします。

なお、指定管理者制度などの外部への委託(施設の管理運営を含む)により実施している事業は対象外としますが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請します。

(3) 対象とする温室効果ガス

法が削減対象とする温室効果ガスは、下表の7種類ですが、本計画では、排出割合の大部分を占める二酸化炭素（CO₂）を削減対象とします。

温室効果ガスの種類
① 二酸化炭素（CO ₂ ）
② メタン（CH ₄ ）
③ 一酸化二窒素（N ₂ O）
④ ハイドロフルオロカーボン（HFC）
⑤ パーフルオロカーボン（PFC）
⑥ 六ふっ化硫黄（SF ₆ ）
⑦ 三ふっ化窒素（NF ₃ ）

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1 基準年度の二酸化炭素排出量

基準年度（平成30年度）における、町の事務、事業に係る二酸化炭素排出量は、822,417kg-CO₂です。

調査項目	使用量	排出係数	二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)
燃 料 使 用 量	ガソリン	16,300 ℓ	37,816
	灯油	5,871 ℓ	14,619
	軽油	7,891 ℓ	20,359
	A重油	41,400 ℓ	112,194
	液化石油ガス (LPG)	1,938 m ³	5,814
電気使用量	1,273,417 kWh	0.496	631,615
基準年度（平成30年度）排出量			822,417

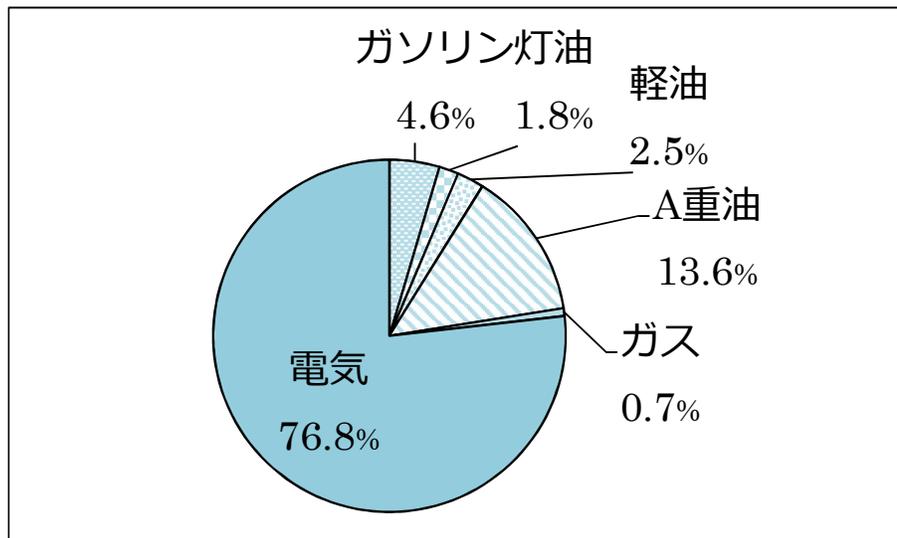
※温室効果ガス排出量の算定方法

燃料・電気使用量×排出係数×地球温暖化係数（CO₂は1）＝温室効果ガス排出量
（二酸化炭素）

2 要因別の排出状況

基準年度である平成30年度の本町における二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、電気の排出量が全体の76.8%を占め、次いでA重油の使用量が13.6%、併せて90.4%を占めています。

○要因別の排出割合



3 削減目標

平成30年度を基準年度として、令和5年度までに二酸化炭素排出量を4.0%削減することを目標とします。

< 項目別の使用量等の削減目標 >

項目	平成30年度		令和5年度	
	使用量	二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)	使用量	二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)
ガソリン	16,300 ℓ	37,816	15,648 ℓ	36,303
灯油	5,871 ℓ	14,619	5,636 ℓ	14,034
軽油	7,891 ℓ	20,359	7,575 ℓ	19,544
A重油	41,400 ℓ	112,194	39,744 ℓ	107,706
液化石油ガス (LPG)	1,938 m ³	5,814	1,860 m ³	5,580
電気使用量	1,273,417 kWh	631,615	1,222,480 kWh	606,350
合計		822,417		789,517

※二酸化炭素排出量は平成30年度算出用の排出係数により算出。

第3章 目標達成のための具体的な取り組み

温室効果ガスの総排出量削減を目的とした取り組みを進めるための項目は、次のとおりとします。

ここに掲げる取り組みは、町役場の事務及び事業の実施にあたっての様々な場面、行動において当てはまり、各職場において、職員の一人ひとりのわずかな心がけで実現が可能なことから取り組みの徹底を目指します。

なお、取り組みについては、各職場の業務内容とその特殊性、又は施設の機器の整備状況等を勘案して取り組みます。

1 省エネルギーの推進

(1) 電気使用量の削減

電気は、発電時に大量の化石燃料を使用するので資源の枯渇に影響し、二酸化炭素も排出することから、使用量の削減に努めます。

照明機器の使用について	<ul style="list-style-type: none">・昼休みは、照明を消すよう努める。・始業前、残業時の点灯は必要最小限にする。・廊下、階段、トイレ等の共用部分の照明は、支障にならない範囲で消灯するよう努める。
電気機器の使用について	<ul style="list-style-type: none">・パソコンを長時間使用しないときは電源を切る。・プリンター、コピー機等の省エネモードの使用を心掛ける。・長時間使用しない機器は、コンセントを抜くよう努める。・節電タップ等、節電機器を上手に活用する。・電気ポットや扇風機等、電気機器の使用台数の削減に努める。
空調機器の使用について	<ul style="list-style-type: none">・冷暖房の温度は、室内温度が冷房時28℃、暖房時20℃となるように設定する。・空調機器の能率を高めるため、カーテンやブラインドを上手に活用する。・緑のカーテンの普及促進に努める。・夏季におけるクールビズ（ノーネクタイ等）、冬季におけるウォームビズ(重ね着等)を推奨する。・空調機器のフィルター等を適宜清掃する。
LED照明の導入について	<ul style="list-style-type: none">・蛍光管、照明器具を更新する際には、LED照明を導入する。

(2) 燃料使用量の削減

燃料は、燃焼時に二酸化炭素を排出することから、使用量の削減に努める。

A 重油・軽油・灯油・ガスの使用について	<ul style="list-style-type: none">・ガスコンロや湯沸器は、沸かしすぎの防止に努め、長時間使用しない時は、ガス湯沸器の種火も消すようにする。・給湯器等、省エネ型機器の導入を図る。
ガソリンの使用について	<ul style="list-style-type: none">・近距離の移動の場合は、公用車の使用は控える。・出張の際、時間や行き先等の調整が可能な場合は、乗り合いを検討する。また、ハイブリッド車を優先的に使用する。・定期的な点検、整備（タイヤの空気圧、エンジンオイル、冷却水等）を実施する。・運転日誌等により、燃料消費、走行距離の把握・管理を励行する。・エコドライブを徹底する。<ul style="list-style-type: none">⇒急発進せず、経済速度を遵守して走行⇒アイドリングストップに努める⇒エアコンの設定温度は控えめに⇒不要な荷物は積み込まない・ノーマイカー運動の実施により、公共交通機関の利用や自転車、相乗りによる通勤を推進する。・公用車への低公害車の導入をさらに推進する。

(3) 上水道使用量の削減

上水道を利用することにより、浄水場や下水道処理場において、エネルギーを消費し二酸化炭素も排出するので、上水道使用量の削減に努める。

節水の啓発	<ul style="list-style-type: none">・職員や来庁者に張り紙等で節水を呼びかける。・コップ洗いや歯磨き時はこまめに蛇口を閉めるよう指導する。
管理上の改善	<ul style="list-style-type: none">・上水道の使用量をチェックし、漏水等の早期発見に努める。・節水型便器や雨水貯留槽の設置を検討する。

2 省資源の推進

(1) ごみの減量化・リサイクルの推進

ごみは、処理する際に多くの温室効果ガスを発生させるので、減量化に努めると共にリサイクルを推進する。

用紙使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ミスコピー用紙の裏面使用、両面・縮小コピー機能の活用等により、廃棄用紙量を減少させる。 ・会議資料はできるだけ簡素化し、余剰部数の削減に努める。 ・共用可能な資料はコピーしない。 ・庁内回覧、連絡通知や情報交換などは電子メール、庁内LANの活用を図り、ペーパーレス化を推進する。
封筒使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・会議での配布資料が少ない場合は、封筒は配布しない。 ・使用済み封筒の再利用に努める。
生ごみの減量化	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの水切りを徹底する。 ・調理場において、調理に伴って出る生ごみの量を抑制する。
その他ごみの減量化	<ul style="list-style-type: none"> ・包装紙や包装材がなるべく使用されていない商品を購入する。 ・故障した物品等は、できる限り修理し再利用する。
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ等の分別を徹底する。 ・プリンターのトナーやカートリッジの分別回収に協力し、リサイクルに努める。

(2) 環境に配慮した事務用品の購入・使用

グリーン購入を推進する。

※ グリーン購入とは、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品を購入すること。

印刷用紙等	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙パルプを多く使用していること。 ・白色度が過度に高くないこと。 ・塗工量が出来るだけ少ないこと。 ・リサイクルしにくい加工がされていないこと。
トイレットペーパー	<ul style="list-style-type: none"> ・原料が古紙100%である。 ・芯なしタイプの物を選ぶ。
文房具	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗部品のみ交換できる物を選ぶ。 (例) 芯の交換が可能なボールペン、インクのみ補充できるマーカーなど ・リサイクルの妨げにならない物を選ぶ。 (例) ラミネート加工されていないラベルや粘着テープ、水溶性の口のり付き封筒など

3 建築物の設計、維持管理等にあたっての配慮

(1) 公共工事等における環境負荷の低減

資源の有効活用	<ul style="list-style-type: none">・再生砕石、再生合板などの使用を促進する。・山口県内産木材の利用を促進する。(継続)
環境へ配慮した工事の徹底	<ul style="list-style-type: none">・粉塵、ばい煙の飛散防止、悪臭の発生抑制など、公害の抑制に努める。・低騒音型、低振動型、排出ガス対策型建設機械を優先的に採用する。(継続)
建設副産物及び廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none">・コンクリート塊、アスファルト、木材、金属くず等を積極的に再利用するよう努める。(継続)・建設廃棄物は、減量に努めるとともに適正に処理し、マニフェスト(産業廃棄物管理票)による管理を徹底する。

4 地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE(クールチョイス)」への参加

取り組みに賛同し、住民や企業、関係団体等への周知・啓発を行う。

※「COOL CHOICE(クールチョイス)」とは、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資する、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取り組みです。

第4章 計画の推進と点検及び評価等

1 推進体制

田布施町環境保全推進本部(以下「推進本部」という。)により本計画を推進します。

(1) 推進本部

町長を本部長、副町長及び教育長を副本部長とし、管理職等の構成員をもって組織します。

(2) 推進責任者

各所属における本計画の「推進責任者」は、各所属課長とします。

(3) 推進員

各所属に所属課長が推薦した「推進員」を1名置きます。

(4) 事務局

事務局は、町民福祉課に置きます。

2 推進と点検方法

(1) 推進本部は、本計画全般の事項を所掌し、方針の決定をします。

(2) 推進責任者は、各所属における本計画の進行管理を行います。

- ・ 各所属における実施状況の取りまとめを行い、事務局に報告。

(3) 推進員は、次の事項を実施します。

- ① 各職員へ積極的な取り組みを啓発。
- ② 本計画の実施状況を点検し推進責任者に報告。
- ③ その他本計画の推進に必要なこと。

(4) 事務局は、本計画の推進に関する庶務を行います。

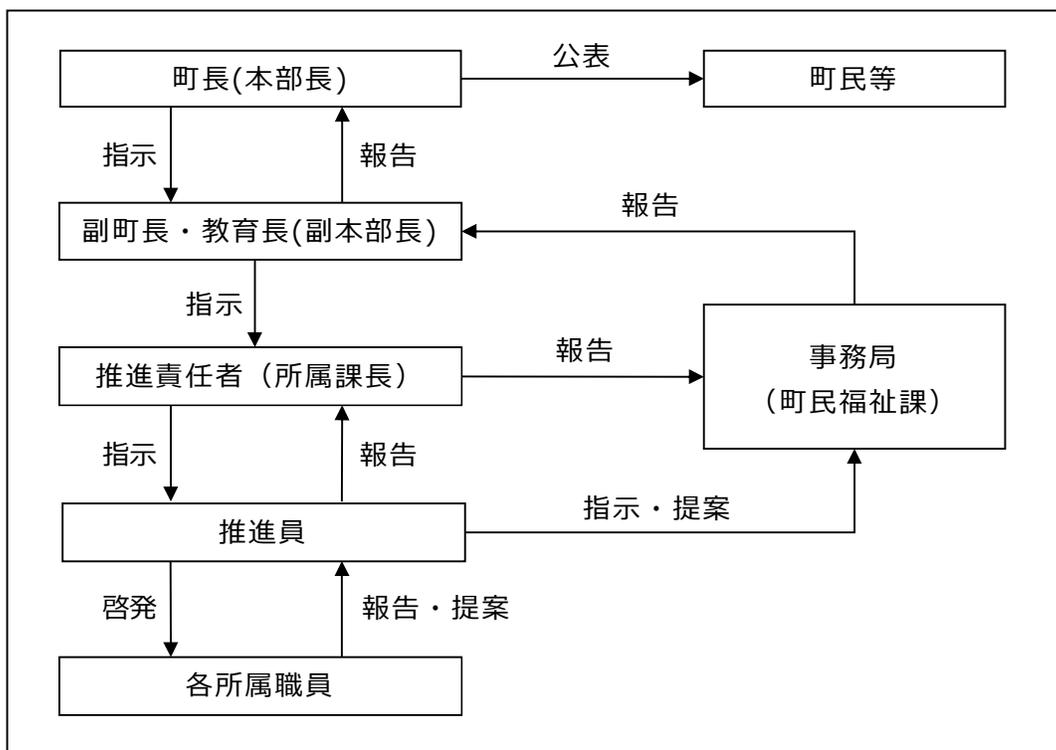
3 評価

推進本部は、本計画の実施状況について総合評価を行い、次年度以降の取り組み方法等を検討します。

4 公表

本計画の実施状況については、年1回広報誌やHP等により公表します。

【推進フロー】



【推進組織】

町長(本部長)	
副町長・教育長(副本部長)	
推進責任者(所属課長)	
[本庁] [出先機関] [その他]	議会事務局 総務課 企画財政課 経済課 建設課
推進員 (各課推薦)	税務課 健康保険課 町民福祉課 会計室 学校教育課 社会教育課